

懲戒規則

平成 9 年 5 月 21 日制定
平成 24 年 3 月 22 日改正
平成 25 年 1 月 29 日改正

(総則)

第 1 条 この規則は、公益社団法人日本アクチュアリー会（以下「本会」という。）の専門職団体としての信用及び名誉の確保並びに本会の会員からサービスの提供を受ける顧客の利益の確保を目的とする。

2 この規則の改廃は、理事会の決議による。

(懲戒の対象者)

第 2 条 懲戒の対象者（以下「被審査会員」という。）は、本会の会員とする。

(懲戒の請求)

第 3 条 懲戒の請求をしようとする者（以下「懲戒請求者」という。）は、本会の会員が定款第 9 条第 1 項に定める懲戒事由に該当すると思料する場合、第 4 条に定める懲戒委員会に対して、懲戒請求書書式例（第 1 号様式）にならい記載した書面により懲戒の請求をすることができる。

(懲戒委員会)

第 4 条 本会に懲戒委員会を置く。

2 懲戒委員会は、本会の会員に対して懲戒の請求があった場合に、正確かつ公平な処分を決定すること（以下「裁決」という。）を任務とする。

3 懲戒委員会の委員の選任及び解任は、理事会が行う。

4 懲戒委員会の委員長は、委員のうちから理事会が指名する。

5 懲戒委員会の組織、職務、その他の必要な事項は、懲戒委員会規則をもって定める。

(不服審査会)

第 5 条 本会に不服審査会を置く。

2 不服審査会は、懲戒の請求について懲戒委員会が下した裁決に対して、被審査会員又は理事会から不服の申立て（以下「不服申立」という。）があった場合に、当該不服申立について審査を行うことを任務とする。

3 不服審査会の委員の選任及び解任は、理事会が行う。ただし、懲戒委員会の委員は、不服審査会の委員を兼ねることはできない。

4 不服審査会の委員長は、委員のうちから理事会が指名する。

5 不服審査会の組織、不服申立手続、その他の必要な事項は、不服審査会規則をもって定める。

(裁決の効力)

第 6 条 定款第 9 条第 2 項に定める懲戒は、懲戒委員会が懲戒委員会規則第 11 条に定める裁決の通知を被審査会員に行ったときにその効力を生じる。

2 前項にかかわらず、被審査会員から当該裁決についての不服申立があったときは、その効力は裁決の確定まで中断される。

(裁決の確定)

第 7 条 裁決は、次のいずれかに該当するときに確定する。

(1) 懲戒委員会が裁決の通知を行ってから、不服審査会規則第 5 条に定める不服申立ができる期間であ

る 30 日を経過したとき。

(2) 不服審査会が不服申立の棄却又は裁決の修正の通知を行ったとき。

(3) 不服審査会から再審査請求を受けた事案について、懲戒委員会が裁決の維持又は修正の通知を行ったとき。

(除名)

第 8 条 前 2 条にかかわらず、懲戒委員会の裁決が除名である場合は、会員総会において除名が決議された旨の通知を被審査会員に行ったときに当該裁決が確定する。

2 除名の裁決の通知を被審査会員に行ったときから当該裁決の確定までの期間については、その被審査会員を資格停止とする。ただし、被審査会員から当該裁決についての不服申立があったときは、当該資格停止の効力は、第 7 条の各号のいずれかに該当するときまで中断される。

3 除名が会員総会で否決されたときは、懲戒委員会は、この規則の手続きに従い、除名以外の処分を再度裁決することができる。

(通知)

第 9 条 この規則及びこの規則に基づき定められた規則上、通知は、郵送その他の通信手段により行うものとする。

2 前項の通知が書留郵便によって為された場合は、通常その到達すべき時に通知を行ったものとみなす。

(公示)

第 10 条 この規則に従い裁決が確定したときは、理事長はその旨を会報をもって公示する。

附則

この規則の平成 25 年 1 月 29 日付の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

懲戒請求書

社団法人日本アクチュアリー会
懲戒委員会 御中

懲戒請求者

氏名 ○○ ○○
住所 〒○○○-○○○ ○○市○○区○○
電話番号 ○○○-○○○-○○○

対象会員

氏名 ○○ ○○
所属 ○○○○会社

(提出日) ○○年○○月○○日

懲戒請求者氏名

(直筆サイン)

印

請求の趣旨

対象会員の懲戒を請求する。

懲戒事由の説明

懲戒請求に至る経緯、懲戒事由に至ると考える対象者の行為等を順序よく具体的にわかりやすく記載してください。

添付資料

- ① 証拠となるもの
- ② その他、懲戒委員会が懲戒の判断をできるような資料等

【提出にあたって】

- ・ 懲戒委員会は、懲戒請求を受けた事案について、事実関係を十分に調査する必要があるため、懲戒請求者の電話番号は連絡が付くものを記載してください。
- ・ 提出された書類は返還できません。

(社団法人日本アクチュアリー会)

- ・ 〒104-6002 東京都中央区晴海 1-8-10 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスター X 2 階
- ・ 電話 03-5548-6033